

## 山梨県内水面漁場管理委員会公聴会における公述意見

全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット）は、平成 25 年 7 月 31 日午後 1 時 30 分開催の山梨県内水面漁場管理委員会公聴会において、山梨県の山中湖、河口湖、西湖における漁業権免許に関して、下記の意見を申し述べました。

### 記

#### 意見の要旨

私たち全国ブラックバス防除市民ネットワークは、全国各地で水辺の生き物の保全活動を実施している団体の連合体で、現在の会員数は 4 1 団体です。

現在、日本の河川湖沼の生態系はオオクチバスなどの外来魚の影響により、在来の水生生物は壊滅的な被害を受けています。中でも、オオクチバスはこっそり放流され、在来生物を壊滅させて繁殖し、繁殖した地域にバス釣り経済が栄えたために放流が繰り返される形で、環境破壊とともに全国に広がりました。

オオクチバスは 2005 年に特定外来生物に指定され、輸入、飼育、運搬、野に放すことなどが禁止されました。しかしながら、山中湖、河口湖、西湖などでは、当時オオクチバスの漁業権があったことから、その放流が特例として容認されたのです。

これら 3 湖において経済的利益があるからと言って、特定外来生物であるオオクチバスをいつまでも放流し続けることは、外来生物法の趣旨に反する行為です。その点は山梨県知事も認めており、日本魚類学会あての 6 月 30 日付け回答書で次のように述べています。

- ・オオクチバスの漁業権は、本来好ましいものではなく積極的に免許すべきでない。
- ・オオクチバスに頼らない漁場管理ができるよう漁協を指導する。

ついては、山梨県内水面漁場管理委員会におかれては、山梨県知事の諮問に対して次の点を意見具申すべきと考えます。是非とも善処ください。

- ・山梨県知事は、オオクチバスの漁業権を認めないこと。
- ・山梨県知事は、オオクチバスに頼らない漁場管理に関し漁協等との協議を至急開始すること。
- ・そのために、具体的な方針（協議の方向性、協議を行う枠組み、協議開始時期等）を至急明確にすること。

山梨県がオオクチバス漁業権を継続することは、本来日本国内には必要ないはずのオオクチバスの養魚場を継続させることになり、さらに『経済的利益があるなら放流してもいい生き物』との誤った認識を広く全国に広める可能性があります。

今回の決定が山梨県内だけの問題ではないことを十分ご理解いただいた上で、国の定める外来生物法の趣旨に沿った形でオオクチバスとの決別を決意いただきますよう、お願いいたします。